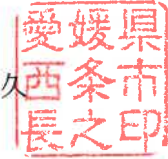


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

旭集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、農事組合法人本郷生産組合が中心となり水稲、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。

高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や担い手（中心経営体）に農地を集積し規模拡大化を図る必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借をより活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広江集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区では、農事組合法人広江生産組合が中心となり水稲、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。

高齢や後継者不足により地域内においてリタイアや経営規模を縮小する農業者が出てくることが考えられるが、こうした農地については法人や規模拡大意向のある担い手（中心経営体）が農地を集積し、規模拡大化を図る必要がある。水稲栽培中心の地域であるが、早期栽培等の特徴を生かしながら地域農業の活性化を図っていく必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課

題として捉え、地域内農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北条新田集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられる。

こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく必要があるが、国営ほ場整備事業を契機として新たに（農）ファーム北条が設立されたことから、今後リタイア等した農業者の農地の受け皿として農地集積がなされることが期待される。

さらに、農地中間管理機構を利用した農地の貸借を活性化するとともに、「人と農地の

問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

壬生川地区（大新田）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.3 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	6.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2 ha

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、大新田集落の農地は湿田で、水稻以外の作付けが困難な条件不利地のため、担い手が育成されていない。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大新田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、地域の農業者の中から担い手を育成することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉岡地区（大影、茂敷、新町、安用出作）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	5 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.1 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	11.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.6 ha

5. 対象地区の課題

安用出作集落に耕作放棄地が多いが、圃場整備が計画されており、事業完了後には解消される見込みである。

大影集落の農地は不整形で狭小であるが基盤整備の計画がない。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大影・茂敷・新町・安用出作集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体が担うほか、安用出作集落における圃場整備の実施にあわせて集落営農組織を設立することにより対応していく。

あわせて、各集落で将来中心経営体となる新規就農者の確保・育成を促進することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉岡地区（安用）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	63.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.0 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	8.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.5 ha

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、規模拡大を考えている農業者は非常に少ない。集落内に基盤整備実施済みの農地と、基盤整備の計画がない農地が存在する。鳥獣被害が増加している。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

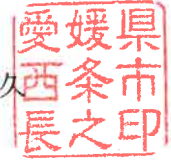
安用集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者10経営体が担う。

将来的には中心経営体の組織化（集落営農組織の設立）を検討することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
楠河地区（楠、楠浜、河原津）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	94.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.0 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	5.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6 ha

5. 対象地区の課題

農地所有者の約2割が集落外に居住しており、管理されていない農地が点在している。
基盤整備が行われておらず、狭小かつ不整形な農地が多い。

農道も改良されておらず幅員が狭いため、大型機械の通行に支障がある。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

楠・楠浜・河原津集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者のうち畜産を除く7経営体が担うほか、集落内の潜在的な担い手候補を中心経営体へ育成を図ることにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年2月28日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大野・宮之内集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、水稻栽培や露地野菜栽培を中心に農業経営が行われているが、規模拡大意向のある担い手（中心経営体）は現在のところいない。

高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、国営ほ場整備事業を契機として新たな法人組織の検討が行われており、今後高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者の受け皿となることが期待されている。

今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。